

廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業

(担当：大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、産業廃棄物課、適正処理・不法投棄対策室)

26年度予算額(案) 2.5億円

目的・意義

廃棄物埋立処分場等について、その特徴等を考慮しつつ太陽光発電(メガソーラー)を導入し、地域のエネルギーセンターとしての有効活用を全国で展開していくための方策を検討・実証し、導入ポテンシャルの有効活用を促進することを目的とします。

事業内容

(1) 処分場等へのメガソーラー導入実現可能性調査

処分場等にメガソーラーの設置を検討するに当たって、発電見込量や事業採算性の検討、維持管理方法の検討、概略設計等を行い、事業としての実現可能性を調査します。

(2) 先進的設置・維持管理技術導入実証補助

廃水処理やガス抜き等の維持管理、廃棄物の自重による沈下等、処分場等の特徴を考慮したメガソーラーの設置方法や維持管理対策を講ずるため、先進的な技術を導入する者に対して、補助を行います。

(3) 処分場等設置型メガソーラーの安定運用検討

既設のメガソーラーの沈下やひずみの状況を測定し、発電量への影響を検証するとともに、処分場等への太陽光パネル設置に当たっての維持管理手法や施工方法についての留意事項等を整理します。



処分場等への太陽光パネルの設置(イメージ)

補助内容

【直接補助事業】

1. 補助対象者：地方公共団体及び民間団体
2. 対象事業：(2) 先進的設置・維持管理技術導入実証補助
3. 補助割合：補助対象となる施設整備費の1/2を上限に補助

委託内容

1. 委託対象者：(1) 地方公共団体及び民間団体、(3) 民間団体
2. 対象事業：(1) 処分場等へのメガソーラー導入実現可能性調査
(3) 処分場等設置型へのメガソーラーの安定運用検討

離島の低炭素地域づくり推進事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課、自然環境局自然環境計画課)

26年度予算額(案) 28.0億円

目的・意義

本土と系統連系がない(オフグリッド)離島は、CO₂排出量が大きく、高コストのディーゼル発電に依存しており、また系統が脆弱のため、再生可能エネルギー(再エネ)の大幅な導入拡大が極めて困難な状況にあります。

このため、離島において、再エネの大幅な導入拡大のための蓄電池の活用方法の実証を行うとともに、再エネ、省エネ等をパッケージで進め、地域の活性化や防災性の向上にも寄与する低炭素地域づくりを加速します。

事業内容

(1) 離島の低炭素地域づくりに関する事業化計画策定

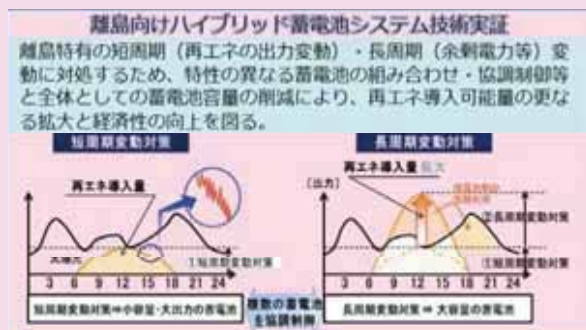
再エネの導入や省エネの強化等離島の低炭素地域づくりに向けた事業化計画策定や実現可能性調査(FS調査)を補助します。

(2) 低炭素地域づくりのための設備の導入等

離島の特性を踏まえた先導的な再エネの導入や省エネの強化等、低炭素地域づくりのために不可欠な設備の導入を補助します。

(3) 再エネ導入拡大に向けたハイブリッド蓄電池システム制御技術実証

離島の短周期及び長周期変動の両方の特性に対応する新たな蓄電池の活用方法を確立し、効率的管理・制御による再エネ導入量の最大化と蓄電池容量の削減による経済性の向上を同時に実現する技術実証に対して補助します。



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定し、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者：(1) (2) 地方公共団体、民間団体等
2. 対象事業：(1) 離島の低炭素地域づくりに向けた事業化計画策定、実現可能性調査(FS調査)
(2) 離島の特性を踏まえた先導的な再エネ・省エネ施設の導入
3. 条件：(2) 固定価格買取制度との併用不可
4. 補助割合：(1) 定額(上限1,000万円)、(2) 対象経費の2/3を上限に補助

【直接補助事業】

1. 補助対象者：(3) 民間事業者等
2. 対象事業：(3) 短周期及び長周期変動の両方の特性に対する蓄電池制御システムの技術実証
3. 条件：(3) 固定価格買取制度との併用不可
4. 補助割合：(3) 対象経費の3/4を上限に補助

低炭素化に向けた公共交通利用転換事業（国土交通省連携事業）

（担当：水・大気環境局自動車環境対策課）

26年度予算額（案） 6.5億円

目的・意義

低炭素型の社会を目指し、マイカーへの依存度が高い地方都市部を中心に、公共交通ネットワークの再構築や利用者利便の向上に係る面的な取組みを支援し、マイカーからCO₂排出量の少ない公共交通へのシフトを推進します。

事業内容

地域の協議会における省CO₂を目標に掲げた公共交通に関する計画の策定及び当該計画に基づく取組み（設備導入）の経費について支援します。



補助内容

【直接補助事業】

1. 補助対象者：地球温暖化対策の推進に関する法律、エコまち法、地域公共交通活性化・再生法に基づく協議会に属する事業者等
2. 対象事業：
 - ・ネットワークの再編・拡充（支線の再編・拡充、乗り継ぎ円滑化等）
 - ・基幹ネットワークの充実・利便性向上（BRT・LRTの導入等）のための計画の策定及び計画に基づく取組み（設備導入）
3. 補助割合：
 - ・計画策定支援：対象経費の1/3を上限に補助（※地域における合意形成を促進するため、協議会等による計画の策定を支援するものです。）
 - ・計画に基づく取組み（設備導入）の支援：対象経費の1/2を上限に補助（※既に計画がある場合、直接計画に基づく取組み（設備導入）として補助申請していただくことも可能です。）

低炭素ライフスタイル構築に向けた診断促進事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

26年度予算額(案) 3.2億円

目的・意義

家庭からの温室効果ガス排出量は2012年度に1990年度比で約6割も増加しており、環境・生命文明社会の実現のためには低炭素ライフスタイルを推進することが必要不可欠です。

一方、各家庭での意識向上からCO₂削減行動へつなげるためには、ライフスタイルに応じた具体的・効果的なアドバイスが必要です。

本事業では、家庭における着実な省エネを実行するための診断事業を行い、低炭素ライフスタイルへの転換を促進します。民間企業や地域主体のネットワークを活用し、各家庭において現状から20%以上のCO₂削減実現を目指します。

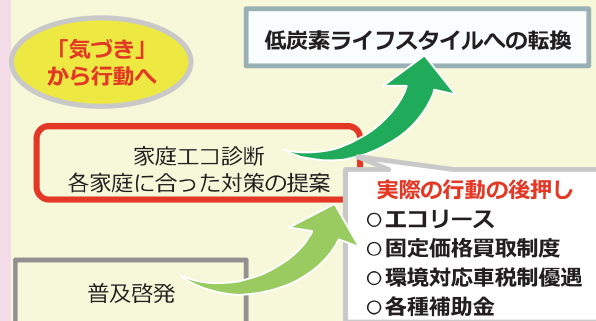
事業内容

- (1) 家庭で低炭素ライフスタイルを構築するため、各家庭に診断員を派遣し、家庭に応じた温室効果ガス排出削減行動を促すアドバイスを行う診断実施事業に対して補助を行います。
- (2) 診断を実施する上での体制整備として、環境省の示すガイドラインに従い、診断実施機関の管理・支援や診断ソフトの管理・改善等を行います。

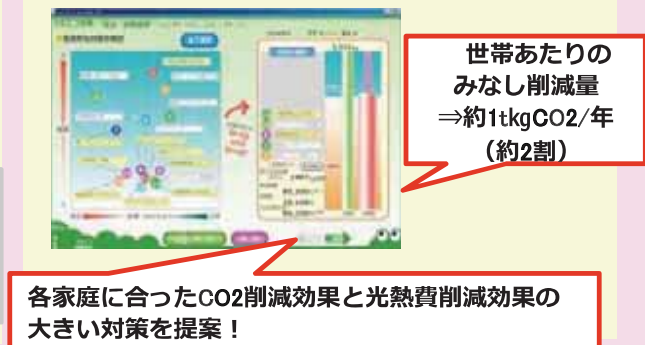
家庭エコ診断(うちエコ診断)とは

資格を有する診断員が診断ソフトを使って家庭のエネルギー使用量や光熱費、CO₂排出量の状況を分かりやすく説明し、さらに家庭の状況に合わせたオーダーメイドの省エネ・省CO₂(例えば、くらしの工夫や省エネ機器への買い替え等)を提案する家庭向けの環境サービス。

家庭エコ診断の役割



診断画面の一例



補助内容

【間接補助事業】

- I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付
- II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)
 1. 補助対象者：地方公共団体、民間団体等
 2. 対象事業：上記(1)の家庭エコ診断事業(対象となる診断実施機関は別途非営利法人が募集予定。)
 3. 補助割合：対象経費の1/2を上限に補助

委託内容

1. 委託対象者：民間団体等
2. 対象事業：上記(2)の事業 [①事業実施機関の管理・支援、②診断ソフト等の管理・改善、
③診断効果の分析、④対策等、診断手法の改善]